

住宅リフォーム補助制度のおしらせの訂正について

広報はえばる4月号にて掲載しました内容に一部訂正がございますので、正しい内容を下記のとおり掲載します。(対象工事等の訂正がございます。)

ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び致します。

○対象となる工事

誤

- ①対象工事費が20万円以上
- ②耐震補強工事
- ③平成31年1月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。

正

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ③平成31年2月28日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了していること。

○応募について

誤

平成30年5月1日(月)から5月31日(水)までの受付期間になります。
(先着順ではございません)
ただし応募数が予算の範囲を超えた場合には6月に抽選を行い、補助対象者を決定します。

正

平成30年5月1日(月)から6月15日(金)までの受付期間になります。
(先着順ではございません)
ただし応募数が予算の範囲を超えた場合には6月中旬以降に抽選を行い、補助対象者を決定します。
また、応募の状況によっては、6月後半以降に二次募集を行う予定です。

○工事を行う業者について

誤

南風原町に本社のある事業者

正

南風原町に本社又は営業所のある事業者(町内個人事業者も含みます)

※詳しくは町のホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。 ☎889-4412



ひとりで悩まず相談を 困りごと相談会(無料)

6月1日は人権擁護委員の日です。

日 時：6月1日(金) 10時～16時

場 所：ちむぐくる館 第1・2会議室(南風原町字宮平697番地10)

相談内容 一例

- セクハラ ○パワハラ ○近所トラブル
- いじめ ○虐待・DV ○プライバシー侵害 など

人権擁護委員と行政相談員があなたの悩みについて一緒に考えます。
相談は無料・秘密厳守です。

人権相談お問い合わせ

那覇地方務局人権擁護課 ☎ 854-1215

行政の仕事に関する苦情や要望

沖縄行政評価事務所 行政相談課 ☎ 867-1100

基本理念

ともにつくる黄金南風の平和郷
「平和」「自立」「共生」

町の人口(3月末現在)		3月の人の動き	
人口	38,700人(-20)	出生	45人
男性	19,036人(-28)	死亡	18人
女性	19,664人(+6)	転入	492人
世帯数	14,784戸(+80)	転出	541人
外国人登録人口	136人		
外国人世帯数	112戸		



町民憲章

私たちは、南風原町民であることに誇りを持ち、
みんなで力を合わせ、明るく、豊かで、住みよいまちをを作るため、
すすんで次のことを実行しましょう。

1. 私たちは、教育を大事にし、文化の高い町をつくりましょう。
1. 私たちは、自然を愛し、みどり豊かな美しい町をつくりましょう。
1. 私たちは、健康で明るい家庭をつくりましょう。
1. 私たちは、きまりと時間を守り、住みよい町をつくりましょう。
1. 私たちは、よく働き、よく学び、豊かな町をつくりましょう。

(昭和58年4月1日制定)

急募!

町立幼稚園、小・中学校 臨時・嘱託職員募集

幼稚園、小・中学校で一緒に働きませんか? ご応募をお待ちしております!

職 種	免許・資格	勤務日	休日※	勤務時間
①4歳児クラス加配教諭	幼稚園教諭又は保育士	月～金	土・日・祝日	8:15～14:15(休憩なし)
②副担任・預かり保育担当(臨時職員)	幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、養護教諭のいずれか	月～土曜日のうち5日	日・祝日	9:45～18:30(休憩1時間)
③副担任・預かり保育加配教諭(臨時職員)	幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、養護教諭のいずれか	月～土曜日のうち5日	日・祝日	(1)9:45～18:30(休憩1時間) (2)13:30～18:30(休憩なし)
④土曜日預かり保育教諭(臨時職員)	幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、養護教諭のいずれか	土曜日のみ	日～金曜日・祝日	7:30～18:30 (シフト制、7時間45分勤務、休憩1時間)
⑤特別支援教育支援員(幼稚園)(臨時職員)	不問、未経験者でも可	月～金曜日	土・日・祝日	8:15～13:15(休憩なし)
⑥特別支援教育支援員(小学校)(臨時職員)	不問、未経験者でも可	月～金曜日	土・日・祝日	8:15～16:45(休憩45分)
⑦自立支援教室指導員(中学校)(嘱託職員)	小学校、中学校、高校教員免許のいずれか	月～金曜日	土・日・祝日	8:15～16:45(休憩45分) ※週30時間勤務となります

※園・学校行事の場合は出勤あり。翌平日に代休

給 与	①、②、③、④	時給 1,020円	待 遇	社会保険加入(ただし、④、⑤は除く)、 雇用保険加入(ただし、④は除く)、 有給休暇あり、賞与あり(ただし、①、③の(2)、④～⑦は除く)
	⑤、⑥	時給 830円		
	⑦	月額 160,000円		
勤務地	①幼稚園(翔南のみ)		その他	・勤務日・時間等、相談に応じます。
	②幼稚園(南風原・津嘉山)のいずれか			・給食費月額 ②、③の(1)3,000円、⑤3,800円(小学校)、 ⑥4,300円(中学校)
	③幼稚園(津嘉山のみ)			・駐車場あり
	④幼稚園(翔南のみ)			・ご自身のご家族が通う園・学校には配属できません。
	⑤幼稚園(南風原・翔南)のいずれか			・そのほか詳細は、町ホームページをご確認になるか、お問い合わせください。
	⑥小学校(南風原・津嘉山・北丘・翔南)のいずれか			
	⑦中学校(南星中学校のみ)			

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 889-6181

療養費支給申請書の内容点検を実施します

◆柔道整復施術院(整骨院・接骨院)のかかりかた

整骨院・接骨院での柔道整復師による施術(治療)には、国民健康保険の給付対象となる場合とならない場合があります。一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診に心掛けていただくことが医療費の適正化につながりますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

◆国民健康保険が使える場合

急性または亜急性の外傷性の負傷(骨折、脱臼、捻挫、挫傷)
ただし、骨折、脱臼については、緊急やむを得ない場合を除き、予め医師の同意を得ることが必要となっています。

◆国民健康保険が使えない(全額自己負担となる)場合

日常生活による疲労、肩こりなど
スポーツや仕事による筋肉疲労など
症状の改善がみられない長期にわたる施術
神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニア、五十肩等の疾病による痛みなど
脳疾患後の後遺症等による慢性病など

◆内容点検の方法

保険適用の施術を受けた際、施術所から国民健康保険へ保険適用分の請求があります。その請求書を元に負傷原因、傷病名、施術内容等が保険適用に該当するか、また、請求金額、通院日数が正しく請求できているか等の確認を行います。

南風原町の委託事業者ガリバーインターナショナル(株)より文書またはお電話で受診内容の確認を行います。その回答と、施術所からの請求内容を照らし合わせ、疑義がある場合は、施術所と調整します。内容について、町からお尋ねすることがあります。調査のお手紙が届きましたら、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798

